

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、小栗巖監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき、「大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設」の監査については除斥されたことを申し添える。

平成28年11月22日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 灰 田 昌 典

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 団体名 カブッキープレミアム商品券実行委員会
- (2) 所管課 経済観光文化部商工労働課

2 監査の種別 財政援助団体監査

3 監査実施日 平成28年10月25日

4 監査の範囲 平成27年度交付金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、補助金が交付目的に従って適切に使用されているか、また、その他の事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合を行い、予備監査を行った。

監査当日は、監査委員室において、実行委員会事務局がある所管課の経済観光文化部担当部長ほか商工労働課長同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士南一栄氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

7 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 名称

カブッキープレミアム商品券実行委員会

(2) 設立目的

個人消費の低迷を受け、地域の消費を喚起するため国が創設した「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用して、市内の消費喚起策として「カブッキープレミアム商品券」事業と「やさしいまちづくりカード」事業を実施し、市内の消費を喚起する。

(3) 組織

小松市商工会議所、小松商店会連盟、小松市農業協同組合、栗津温泉観光協会、
小松市

(4) 事業内容

ア 「カブッキープレミアム商品券」事業

- ・プレミアム率 15%
- ・500円券23枚綴りで1冊11,500円の商品券を10,000円で販売
- ・発行枚数（実績） 37,000冊
- ・発行総額（実績） 4億2,550万円
- ・換金金額（実績） 4億2,497万9,000円

- ・有効期間 平成 27 年 6 月 26 日～12 月 25 日

イ 「やさしいまちづくりカード」事業

- ・プレミアム率 20%
- ・12,000 円分がチャージされたカードを 10,000 円で販売
- ・発行枚数（実績） 16,507 枚
- ・発行総額（実績） 1 億 9,808 万 4,000 円
- ・換金金額（実績） 1 億 9,710 万 8,412 円
- ・有効期間 平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日

8 交付金額

団体に支払われている交付金は以下のとおりであった。

（単位：千円）

補助金等の名称	金額
小松市プレミアム付き商品券交付金 （カブッキープレミアム商品券事業）	58,732
小松市プレミアム付き商品券交付金 （やさしいまちづくりカード事業）	59,931

9 監査の結果

監査を実施した範囲においては、事務処理や経理状況ともおおむね良好に執行がされていると認められた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は、次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：商工労働課】

個人消費の低迷を受けて、国では平成 26 年度補正予算において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設した。この交付金には「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の 2 種類がある。小松市では、この交付金を活用した事業を実施し「地域消費喚起・生活支援型」で 1 億 2,866 万 3 千円、「地方創生先行型」で 9,496 万 3 千円が交付された。

カブッキープレミアム商品券実行委員会では、平成 27 年度に「地域消費喚起・生活支援型」のうち 1 億 1,866 万 3 千円を活用し、「カブッキープレミアム商品券」、IC カード型プレミアム商品券「やさしいまちづくりカード」を発行した。

商品券発行事業は、一過性の消費喚起効果しかないという意見もあるが、「やさしいまちづくりカード」については、カード決済のインフラ整備を図ることも目的としている。今年度実施し

た追跡調査では、参加店の3割で、カード（電子マネー、クレジットカード）利用者が増え、参加店の6割が、今後もカード決済を利用したいと回答しており、小松市においては今後さらにカード決済が普及し、消費の新しいライフスタイルが創り出されるものと思われる。

カード決済の普及促進は、事業者や消費者、国内外からの訪問者にとっても利便性があり、市の施策としても市民の不公平感が少ない。今後、追跡調査での結果等を検証・分析し、地域における各種カード決済のインフラ整備促進や新たな活用法の検討など、地域の消費活性化に具体的にどのように繋げていくか研究課題とされたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 指定管理者 公益財団法人 小松市施設管理公社
- (2) 管理施設 大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設
- (3) 所管課 ふるさと共創部 スポーツ育成課

2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成28年10月25日

4 監査の範囲 平成27年度「大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設」指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、指定管理委託料が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設管理事務所において、公益財団法人小松市施設管理公社理事長及び関係職員並びに所管課であるふるさと共創部スポーツ育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士南一栄氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

7 監査対象施設の概要

- (1) 設置根拠 大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例
- (2) 所在地 小松市尾小屋町地内
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
- (4) 目的 スポーツ・レクリエーションの振興を図り、市民はもとより国民の体力向上及び観光に資する。
- (5) 事業内容 大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設の管理運営

8 指定管理委託料

指定管理者に支払われている委託料は以下のとおりであった。

名称	金額 (円)
「大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設」管理運営委託料	23,730,000

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は、次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：スポーツ育成課】

平成 27 年度の大倉岳高原スキー場の営業期間は、わずか 20 日であり、収益は、その年の気象状況に大きく左右されるため、通年の利用方法を検討する必要がある。大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設周辺には、ポッポ自動車展示館や尾小屋鉱山資料館、尾根伝いに鳥越高原がある。市役所内の他の部署や地域の垣根を越えての連携、レクリエーション関係団体との交流も検討して、大倉岳高原の魅力を発信し、通年での利用者の拡大に努められたい。